

税金等の口座振替

納税組合制度を廃止し、 口座振替（自動払込）を推進します！

納税組合は、税収を確保し、円滑な市政を運営していくうえで多大な貢献をいただいている組織です。おかげさまで大洲市は、県下の市の中で長年収納率第1位を堅持してきました。これまでにお世話いただいた多くの方々をはじめ、市民の皆様へ深く感謝を申し上げます。

さて、この納税組合制度については、旧4市町村の合併協定書において「現行のまま引き継ぎ、新市において調整する」ことが確認されています。これを受け新大洲市では、区長や自治会制度などとの関連性が強いことから、行政連絡機構等の取り扱いと併せて調整を行ってきました。

その結果、「①大洲市個人情報保護条例を施行しており個人情報保護に関する取り扱いに万全を期する必要が生じていること、②高齢化の進展や事務の煩雑さなどから納税組合長等へのなり手がいなくなっていること、③多額の現金を取り扱うことから万が一の事故等が心配されること」などの理由により、納税組合制度を今年度をもって廃止することになりました。

今後は、口座振替（自動払込）（以下総称して「口座振替」といいます。）による納税を推進しますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。



納税組合が廃止されたらどうなるの？

納税組合制度の廃止に伴い、これまでのように市税や介護保険料、水道料といった市公金を納税組合を通じて納付することができなくなります。

平成19年度からは、次の二つの方法のどちらかで納付することになります。

【納付方法】

- ① 口座振替により、自動的に指定の預貯金口座から振替納付する。（この場合、事前に口座振替の手続きが必要です。）
- ② 郵送されてくる納付書を持って市役所（本庁・支所）、金融機関、郵便局のいずれかへ出向き、直接納付する。

※ 口座振替の手続きをされない場合は、自動的に②の方法で納付することになります。

また、納税組合制度の廃止に伴い、これまで納税組合等に対して交付していた納税奨励金等はなくなくなります。

しかし、多くの地区では、この納税奨励金等が運営費等に充てられている現状にあります。

で、地域コミュニティ・住民自治活動への支援策として、各区自治会に対する補助金交付制度を予定しています。

納税に関し 有利な制度はないの？

税金を一年分一括して第一期の納期限内に納める（全期前納）と割安になるという前納報奨金制度があります。（実際には、前納報奨金を差し引いての納付になります。）

対象となるのは、地方税法で認められている市県民税と固定資産税の二種類のみです。

どうすれば 全期前納できるの？

口座振替による全期前納は、口座振替の手続きの際に、期別納付か全期前納かを選択する欄がありますので、全期前納を選択することによって可能になります。

また、直接納付による全期前納は、当初に期別納付用と全期前納用の二種類の納付書が郵送されますので、全期前納用の納付書を使用して納付することになります。（この場合、重複納付を避けるため、使用しない期別納付用の納付書は処分してください。）

前納報奨金は どのくらいあるの？

第一期から第五期までの各期の税額が同額（大半の方は、第一期の税額に端数分が加算されているため、第一期のみ税額が

大きくなっています。）の場合、市県民税で年税額の2・0%（上限4万円）
固定資産税で年税額の2・4%（上限4万8千円）
の前納報奨金が支払われます。具体的には、次の表のように計算されます。

＜前納報奨金の計算例＞

| ＜市県民税＞年税額が51,000円の場合 | |
|----------------------|----------------------------|
| 第1期分 | 11,000円 × 0.5% × 0月 = 0円 |
| 第2期分 | 10,000円 × 0.5% × 2月 = 100円 |
| 第3期分 | 10,000円 × 0.5% × 4月 = 200円 |
| 第4期分 | 10,000円 × 0.5% × 6月 = 300円 |
| 第5期分 | 10,000円 × 0.5% × 8月 = 400円 |
| 合計（前納報奨金） | 1,000円 |
| 納付額 | 51,000円 - 1,000円 = 50,000円 |

| ＜固定資産税＞年税額が51,000円の場合 | |
|-----------------------|----------------------------|
| 第1期分 | 11,000円 × 0.5% × 0月 = 0円 |
| 第2期分 | 10,000円 × 0.5% × 3月 = 150円 |
| 第3期分 | 10,000円 × 0.5% × 5月 = 250円 |
| 第4期分 | 10,000円 × 0.5% × 7月 = 350円 |
| 第5期分 | 10,000円 × 0.5% × 9月 = 450円 |
| 合計（前納報奨金） | 1,200円 |
| 納付額 | 51,000円 - 1,200円 = 49,800円 |

次ページへ
つづく



税金等の口座振替

農業集落排水施設の各使用料は、各使用者名義ごとに手続きが必要です。また、お一人で数カ所の使用料をお支払の場合は、口座振替をするすべての使用者番号を記入してください。

口座振替はいつから開始されるの？

基本的に口座振替は、口座振替依頼書が市役所に届いた日の翌月から開始されます。

口座振替依頼書の「3・振替開始月」欄において振替開始月を指定された場合は、その指定された月からになります。

ただし、指定された月の前月末までに口座振替依頼書が市役所に届いていない場合は、届いた日の翌月からになります。

その他のポイント

その他、覚えておきたいポイントを次のとおり紹介します。

- ① 振替日は、振替依頼科目によって異なります。口座振替依頼書により確認してください。
- ② 残高不足で口座振替ができなかった場合の再振替は行っていません。後日お知らせする通知書（納付書）等により、直接市役所（本庁・支所）または金融機関等で納付することになります。
- ③ 残高不足で全期前納の口座振替ができなかった場合、第一期分は、後日お知らせする通知書（納付書）により、直接市役所（本庁・支所）または金融機関等で

納付することになり、第二期以降分は、期別の口座振替に切り替えられます。次年度分からは、再び全期前納の口座振替になります。

④ 領収書は、金融機関等から発行せず、市から口座振替済のお知らせをします。お知らせの時期や方法は、振替依頼科目によって異なります。

⑤ 納め過ぎのものがあつた場合は、振替した口座（郵便局を除く）の方へ還付します。

⑥ 手続きされたところによっては、口座振替依頼書が市役所に届くまでに日数がかかる場合があります。手続きは余裕を持って行ってください。

⑦ 一度手続きをすると、廃止の手続きをされるか口座を解約されない限り、原則として口座振替が継続されます。

手続きの期限

納税組合制度の廃止に伴い、大量の口座振替依頼書が市役所に届くことが予想されます。

その事務処理に相当の時間を要することから、今回に限り、次のとおり手続き期限を設定させていただきます。

【手続き期限】

平成19年1月31日まで

※手続き期限を過ぎると、手続きされた内容どおりに口座振替ができない場合がありますのでご了承ください。

国から地方へ・・・あなたの住民税が変わります

【税】の豆知識⑤ —税源移譲—

各地方団体（都道府県・市町村）が自主性を発揮し、より身近な行政サービスを行うために進められてきた三位一体改革（①国庫補助金の改革②地方交付税の改革③税源移譲を含む税源配分の見直し）。その一環として、国の所得税から地方の住民税へ3兆円の税源移譲が行われます。税源移譲に伴い、みなさんが納めている所得税と住民税の税率が大きく変わります。

どうして変わるの？

より身近な行政サービスを効率よく行えるよう、国から地方へ税源の移譲が行われるからです。

どう変わるの？

所得税の税率が10・20・30・37%の4段階から5・10・20・23・33・40%の6段階になります。（平成19年1月分から）

住民税（市県民税）所得割の税率が5・10・13%の3段階から一律10%になります。（平成19年度分から）

税負担は増える？減る？

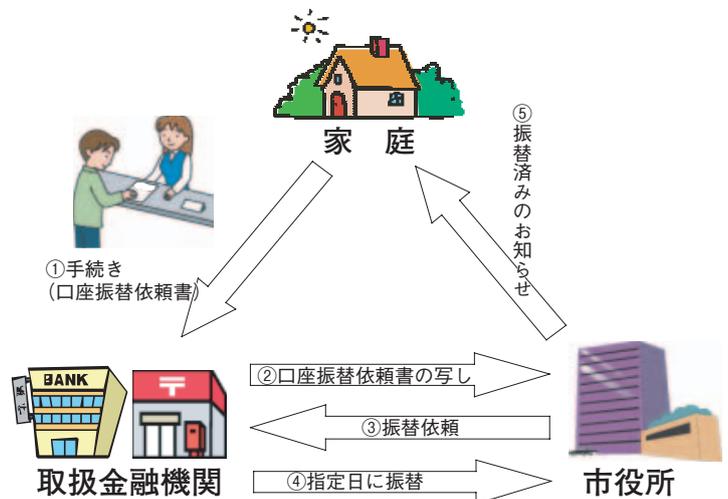
ご安心ください。税源移譲によって住民税が増えても、所得税が減るため、納税者の負担は変わりません。（注：個々には多少の増減があります。）

問い合わせ先

市役所税務課市民税係
☎ 24-2111（内線129）

※詳細は、次回1月号でお知らせします。

口座振替（自動払込）の流れ



口座振替に関する問い合わせ先

- 市役所（☎24 2111）
- ① 市県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税 税務課（内線124）
- ② 介護保険料 高齢福祉課（内線168）
- ③ 上水道使用料・簡易水道使用料 水道課（内線603）
- ④ 下水道使用料・農業集落排水施設使用料 下水道課（内線255）
- ⑤ 保育所保育料 社会福祉課（内線189）
- ⑥ 市営住宅使用料 建築住宅課（内線275）
- ⑦ 有線電話使用料 長浜支所総務課（☎52 1111内線18）